



◎2025-3-5

少々強い風に打たれて、バンバン鳴っていたので不具合に気付く。

数日前までは少なくともまっすぐに設置されていた。

一応飛ばされない様な括りつけはあるものの、木杵も破損し杵の役目を果たしておらず何かの拍子で飛ばされることもあり得るので危険。

何より、このような状態で放置することは書かれている文言に沿っているのかという問題でもあり、地域の人や子どもたちに対して示しがつくのかということでもある。

関係部署に連絡しようにも連絡先電話番号等は明記されておらず。

とりあえず近くの市民センターである浅川市民センターにメールにて通報（資料1）したつもり。（届いているかどうかは未確認）

◎2025-3-10

何の変化も無く放置状態だったので、「違反広告物」（劣化破損・危険・連絡先無し）として市広聴課に同じくメール通報（資料2）したつもり（届いているかどうかは未確認）

◎2025-3-19

この日も改善の無いことを確認したうえで。

この様な自治会の出す屋外広告物に関し、八幡西区役所にて・・・

・自治会関係部署には

「機会があったら、この様な看板の管理について考えてもらう様に働きかけをお願いします」と、依頼。

・維持管理関係部署には

「この様な看板を違反広告物として通報しても問題ないか」との判断を仰ぐと、市（部署不明）に問い合わせられて、「実際に現場を確認しないと判断出来ない」との回答を得たが・・・。

★ご検討ください・・・

この様な自治会関連の朽ちた様な看板はこの場所だけではなく他の場所でも確認しています。

資料3の内容は福岡市での事例で、どこでも同じ様な状況にあるのだと思いますし、これまで大きな事故が起きていないだけで、実は小さな被害は出ているのかも知れません。

破損看板の放置による小さな被害等は裁判で争えば良い事ですが、人の命やその後の人生に影響する様な被害が出た場合は、そう簡単な問題ではありません。

よって、自治会関連の屋外広告物であっても設置方法や管理については一般を対象とした規制に沿う事を義務付けるべきではないかと思いますので、区として、あるいは市として検討する事をお勧めします。